

## 秋田駅東西歩道橋清掃業務委託仕様書

### 1 適用範囲

この仕様書は、秋田市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する、秋田駅東西歩道橋（以下「当該施設」という。）清掃業務委託契約に基づく委託業務に適用する。

### 2 目的

当該施設の清掃を行い、美観を保つことを目的とする。

### 3 委託期間

本業務の委託期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。

### 4 業務内容および実施時期

#### (1) 定期清掃

乙は、次の各号による当該施設の定期清掃を、特別清掃実施日を除き毎日実施し、清掃後ごみの集積、運搬処分を行うこと。

#### ア 歩道橋部（階段含む）

##### (ア) 路面

路面は掃き掃除により除塵し、汚れの著しい場合は散水、洗浄（洗浄用ブラシ等を使用し、必要に応じて洗剤を使用）すること。また、随時巡回し、拾い掃き（粗ごみを拾う）すること。

##### (イ) 通路手摺

通路手摺は乾拭きし、必要に応じて水拭きを行うこと。

#### イ エレベーター部 2基（窓および西側自動ドア含む）

エレベーター内（ホール含む）は掃き掃除により除塵し、汚れの著しい場合は、洗浄拭きをし、乾拭きを行うこと。壁面・手摺・窓等は乾拭きし、必要に応じて水拭き、洗浄拭きを行うこと。

#### (2) 特別清掃

乙は、次の各号による当該施設の特別清掃を、甲乙協議のうえ年4回実施すること。

#### ア 窓ガラス・窓枠等

窓ガラスは、ガラス面に水又は中性洗剤を塗布し、汚れを除去して窓用スクイジーで汚水を除去すること。窓枠は水拭きし、汚れの著しい場合は洗浄拭きすること。

なお、清掃は通常作業で行える範囲内とし、足場や高所作業を伴う清掃は本業務の対象としない。

#### イ 照明灯

照明灯カバーを取外し、洗浄拭きすること。

#### ウ 天井・壁面・扉等

天井（蛍光灯含む）・壁面は、高所用羽根バタキ等で除塵すること。

壁面・扉等は必要に応じて洗浄拭きを行うこと。

なお、清掃は通常作業で行える範囲内とし、足場や高所作業を伴う清掃は本業務の対象としない。

#### エ エレベーター部（西側）

エレベーター内のカーテンウォールおよびアルミパネル（カーテンウォール脇）を洗浄拭きし、乾拭きを行うこと。

#### (3) その他

上記に定めのない清掃の実施及び時期については、甲乙協議のうえ、別途定めるものとする。

### 5 実施計画書

乙は、委託契約締結後、次の事項を明記した実施計画書を作成し、速やかに甲に提出すること。

- (1) 委託業務期間内の全業務実施予定日。
- (2) 責任者および業務従事者等の緊急連絡体制。

### 6 業務完了報告書の提出

乙は、業務完了報告書を、各業務を実施した翌月の5日（その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）まで甲に必ず提出すること。提出書類は、業務完了報告書、業務日誌のほか、業務内容がわかる写真（作業前、作業中および作業後）を添付すること。

### 7 経費の負担区分

本業務の実施に際し、必要な機器類、油脂類および損耗雑品等は乙の負担とする。

### 8 緊急時の措置

- (1) 乙は、緊急時、その状況を遅滞なく甲に報告し、対応方法について書面で協議すること。
- (2) 乙は、甲が必要と認める作業を速やかに実施すること。
- (3) 乙が必要と判断した部品の交換又は修理は、甲乙協議のうえ乙が実施するものとし、乙は、完了後速やかに甲に報告すること。この場合生じた費用は別途算出し、甲の負担とする。



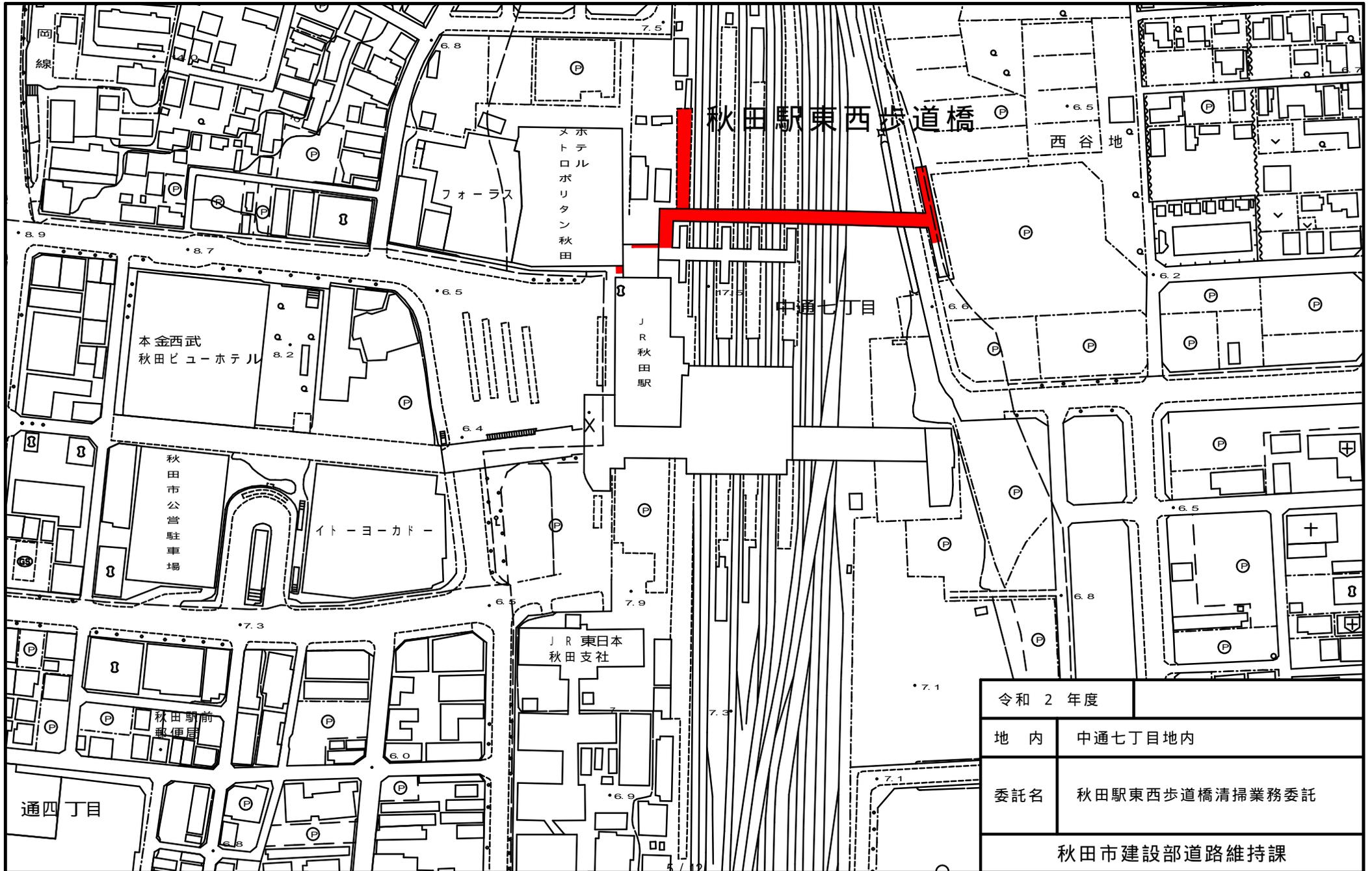
秋田駅東西歩道橋清掃業務日誌日誌（特別清掃）

令和 年分

回	月	日	曜日	実施時刻	清掃実施状況			
					窓ガラス 洗浄拭き	窓枠 水拭き 洗浄拭き(※)	その他	
1				～	照明灯 洗浄拭き	天井(蛍光灯含む) 除塵		
					壁面 除塵 洗浄拭き(※)	扉等 洗浄拭き(※)		
					エレベーター部(西側) 洗浄拭き、乾拭き			
					窓ガラス 洗浄拭き	窓枠 水拭き 洗浄拭き(※)		その他
					照明灯 洗浄拭き	天井(蛍光灯含む) 除塵		
					壁面 除塵 洗浄拭き(※)	扉等 洗浄拭き(※)		
					エレベーター部(西側) 洗浄拭き、乾拭き			
					2			
照明灯 洗浄拭き	天井(蛍光灯含む) 除塵							
壁面 除塵 洗浄拭き(※)	扉等 洗浄拭き(※)							
エレベーター部(西側) 洗浄拭き、乾拭き								
窓ガラス 洗浄拭き	窓枠 水拭き 洗浄拭き(※)	その他						
照明灯 洗浄拭き	天井(蛍光灯含む) 除塵							
壁面 除塵 洗浄拭き(※)	扉等 洗浄拭き(※)							
エレベーター部(西側) 洗浄拭き、乾拭き								
3				～	窓ガラス 洗浄拭き	窓枠 水拭き 洗浄拭き(※)		
					照明灯 洗浄拭き	天井(蛍光灯含む) 除塵		
					壁面 除塵 洗浄拭き(※)	扉等 洗浄拭き(※)		
					エレベーター部(西側) 洗浄拭き、乾拭き			
					窓ガラス 洗浄拭き	窓枠 水拭き 洗浄拭き(※)		その他
					照明灯 洗浄拭き	天井(蛍光灯含む) 除塵		
					壁面 除塵 洗浄拭き(※)	扉等 洗浄拭き(※)		
					エレベーター部(西側) 洗浄拭き、乾拭き			
4				～	窓ガラス 洗浄拭き	窓枠 水拭き 洗浄拭き(※)		
					照明灯 洗浄拭き	天井(蛍光灯含む) 除塵		
					壁面 除塵 洗浄拭き(※)	扉等 洗浄拭き(※)		
					エレベーター部(西側) 洗浄拭き、乾拭き			
					窓ガラス 洗浄拭き	窓枠 水拭き 洗浄拭き(※)		その他
					照明灯 洗浄拭き	天井(蛍光灯含む) 除塵		
					壁面 除塵 洗浄拭き(※)	扉等 洗浄拭き(※)		
					エレベーター部(西側) 洗浄拭き、乾拭き			

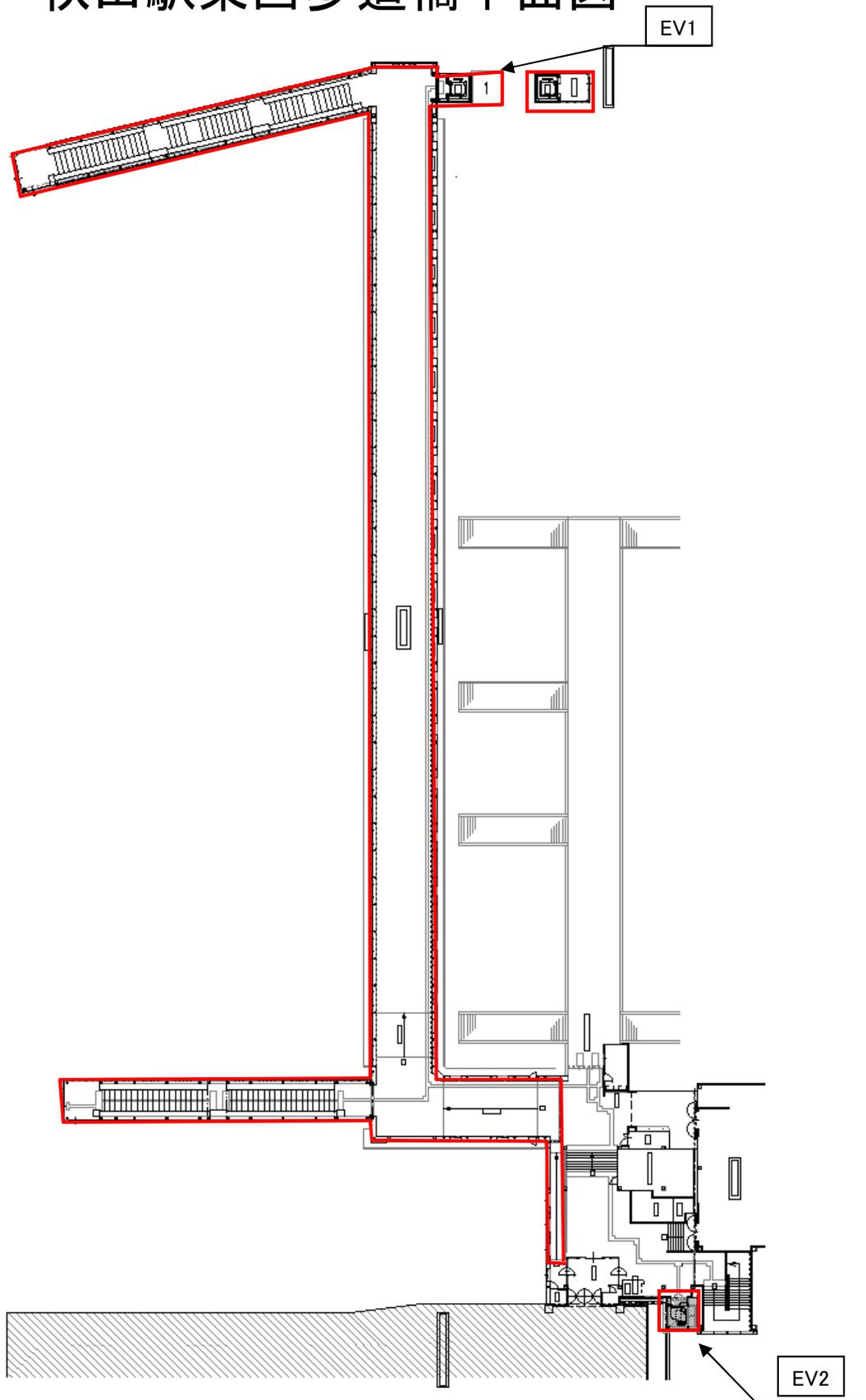
※汚れの著しい場合など必要に応じて実施するもの。

箇所図 S=1:2,500



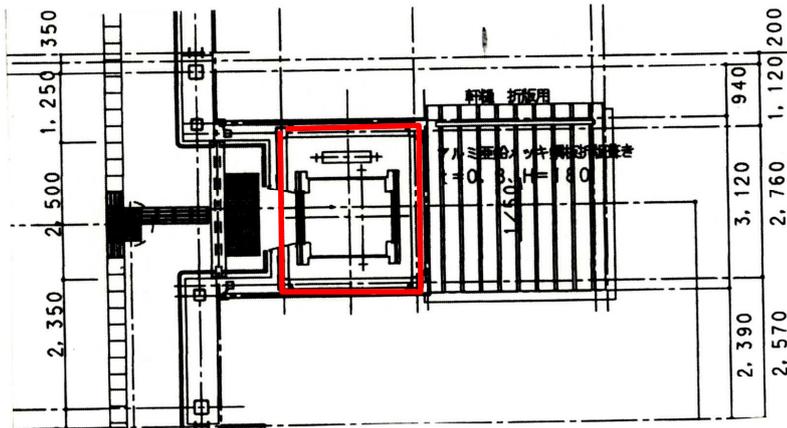
令和 2 年度	
地 内	中通七丁目地内
委託名	秋田駅東西歩道橋清掃業務委託
秋田市建設部道路維持課	

# 秋田駅東西歩道橋平面図

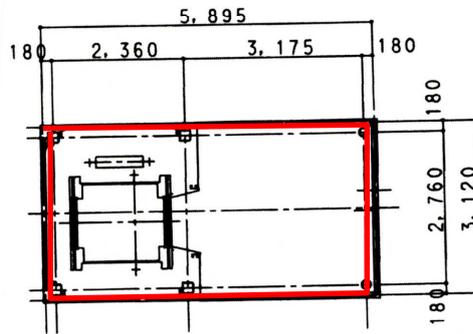


EV1

# 秋田駅東口昇降機平面図

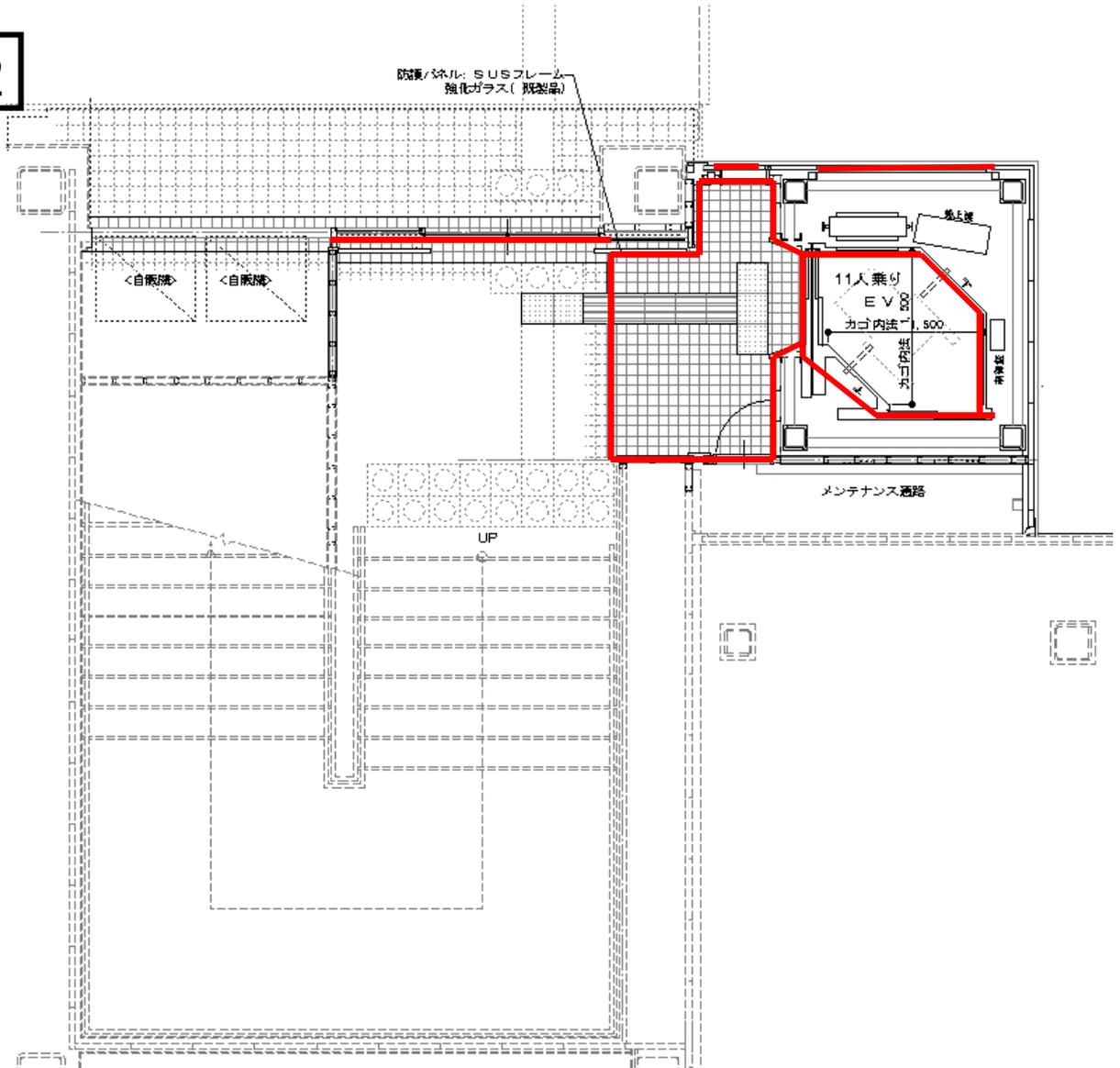


2階平面図 S=1:100



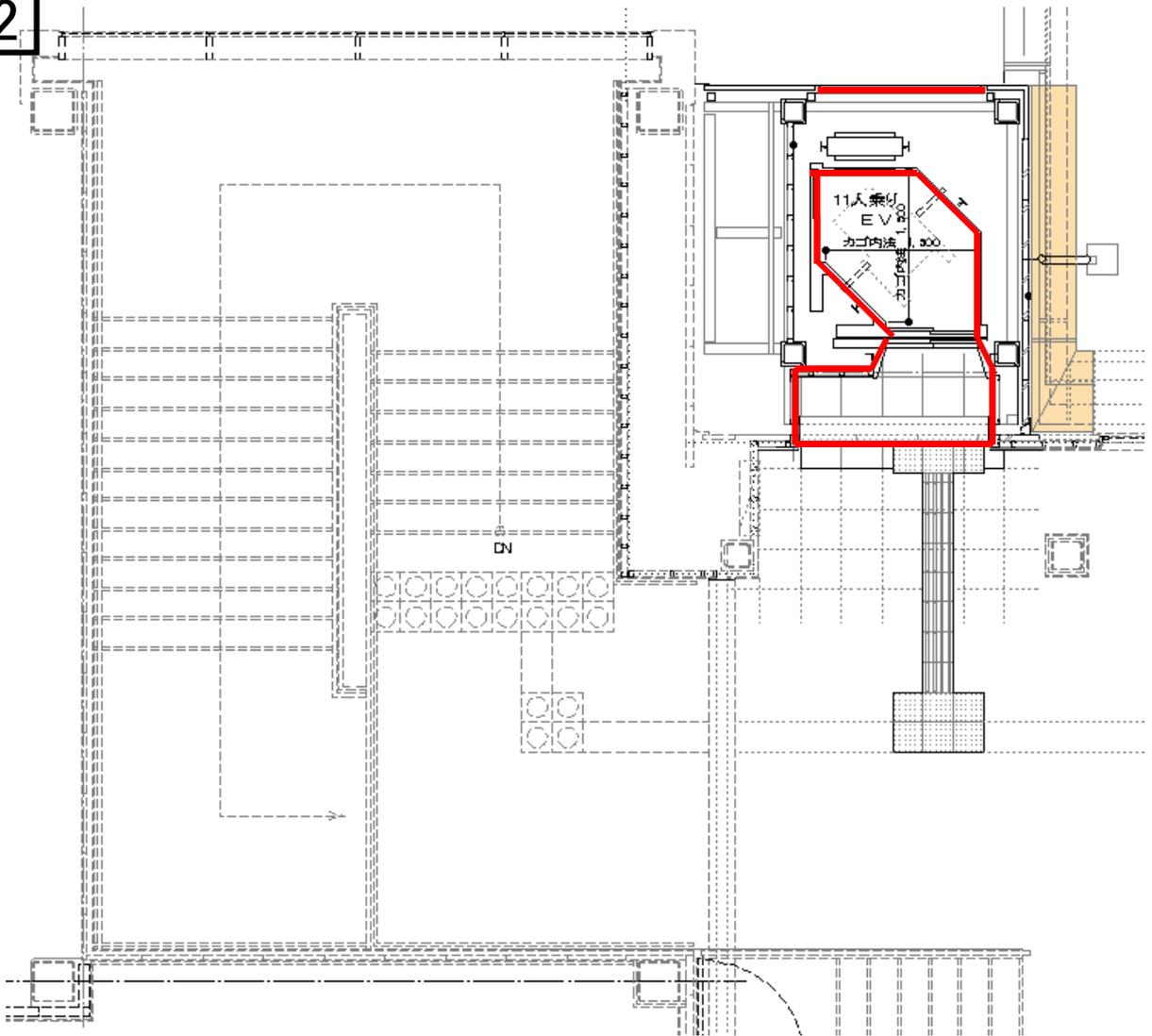
1階平面図 S=1:100

EV2



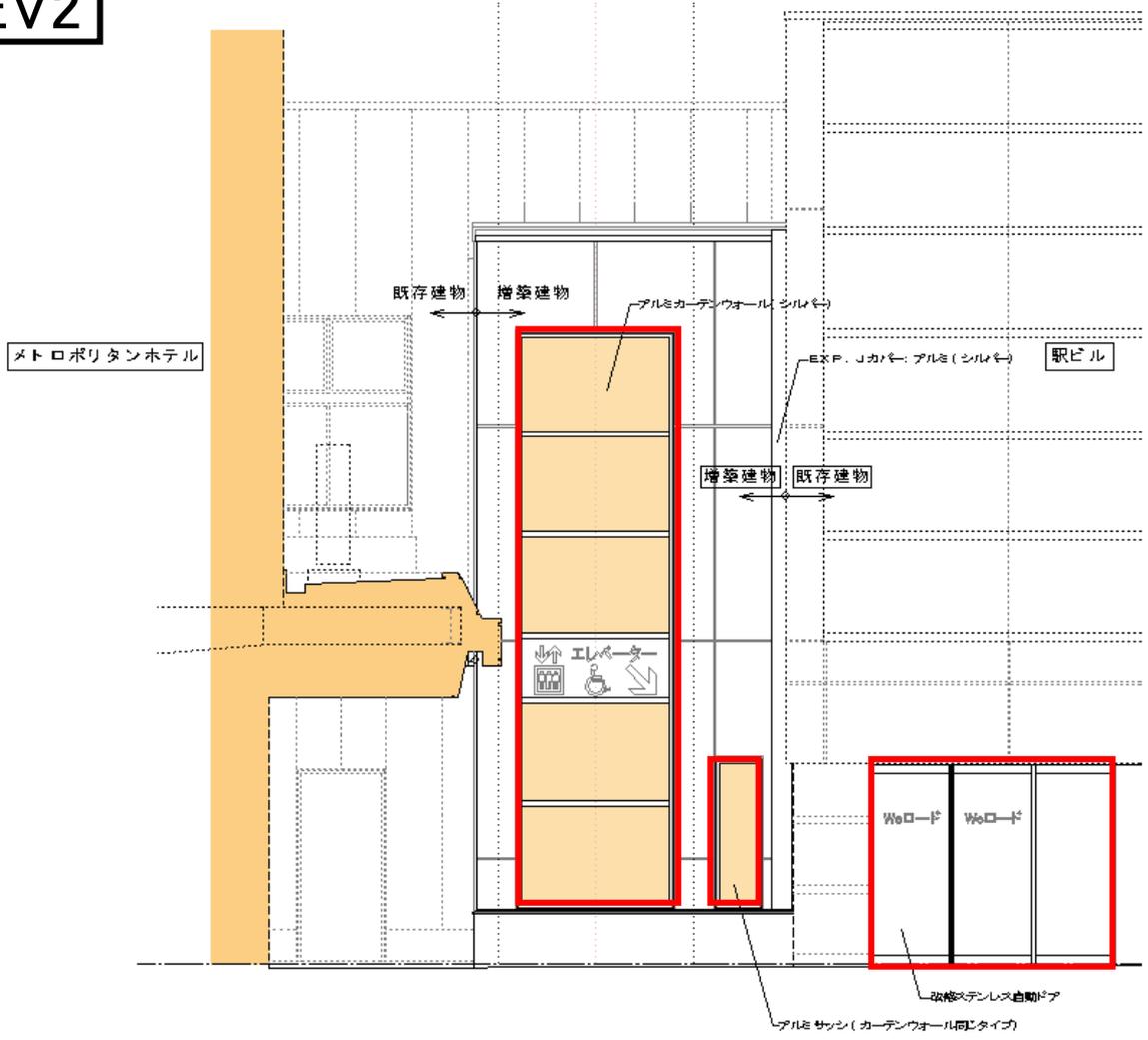
秋田駅西口1階平面図

EV2



秋田駅西口2階平面図

EV2



西面立面图 1/50

秋田駅西口立面图

# 設 計 書

工 種	道 管
工事番号	第 1 号

課 長		副 参 事		担 当		担 当 リ ー ダ ー		設計担当者 内 線 (            )	担当  印
--------	--	-------------	--	--------	--	----------------------------	--	-----------------------------	-------------

年 度	令 和 2 年 度		作 成 年 月 日	令 和 2 年 1 2 月 2 2 日	
委 託 名	秋田駅東西歩道橋清掃業務委託		委 託 概 要		
			清掃業務一式		
施 工 位 置	秋田市中通七丁目地内		【3年長期継続契約】		
設 計 金 額					
財 源 区 分	国 補 ・ 県 補 ・ [市 単]				
施 工 期 日	令和 3 年 4 月 1 日 から				
	令和 6 年 3 月 3 1 日 まで				

## 本工事費内訳書

委託名		秋田駅東西歩道橋清掃業務委託				事業区分 工事区分	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	適用	
清掃業務							
定期清掃		日	1,084				
特別清掃		式	1				
窓ガラス・窓枠等		回	12				
照明灯		回	12				
天井・壁面・扉等		回	12				
エレベーター部		回	12				
直接委託費		式	1				
直接物品費		式	1				
純委託費		式	1				
業務管理費		式	1				
委託原価		式	1				
一般管理費		式	1				
委託価格		式	1			千円未満切捨	
消費税額		式	1				
委託費計		式	1				